

# 全銀ネット調査レポート 2025

2026年1月

一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

## 【 目 次 】

I. はじめに.....	3
II. 調査結果.....	4
1. 各国 IPS の概要と動向.....	4
(1) 米国.....	4
(2) カナダ.....	8
(3) 英国.....	10
(4) 欧州ユーロ圏.....	15
(5) 豪州.....	19
(6) シンガポール.....	24
2. IPS を活用したクロスボーダー送金の動向.....	28
3. 最近の動向に見られる特徴と日本への示唆.....	35
参考資料 IPS に関する機能・仕様等の概要	37

## I. はじめに

今後の資金決済システムの高度化につなげるべく、全銀ネットは、諸外国の動向調査を継続的に進めている。そして、調査に当たっては、国外のカウンターパートとなる機関（米国、カナダ、英国、欧州ユーロ圏、フランス、スペイン、豪州等）との情報交換や、Sibos への参加を通じた情報収集を行っている。これらの情報は、全銀ネット調査レポートとして毎年度取りまとめられており、本レポートは 2024 年後半から 2025 年 11 月頃にかけて得られた情報を中心に取りまとめたものである。

2025 年度、全銀ネットは、資金決済システムの将来像について多面的・多角的な視点で検討するため、学識者、弁護士、関係団体、資金移動業者、関係当局、銀行等をメンバーとする「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」を新たに設置した。同スタディグループにおいては、インスタントペイメントシステム（IPS：振込を行った際に即時着金を実現させるシステム）を中核とする新決済システムの構築が合理的な選択肢となる可能性が指摘され、これを念頭においた検討・議論を進めてきた（検討結果は、報告書として取りまとめ、公表している）。このため、本年度の全銀ネット調査レポートは、今後の新たな決済システムの構築に向けた検討・議論に資するものとするべく、IPS を巡る国際的な動向を中心に取りまとめている。

本レポートが、今後の議論を進めていくうえでの一助となればと考えている。なお、意見に係る部分については、必ずしも組織としての見解を示しているわけではないことを申し添える。

企画部 調査広報グループ

## II. 調査結果

決済システムの高度化について、2020年頃までは、インスタントペイメントシステム（IPS）の構築が国際的に共通した関心事項であった。一方、IPSが稼動して以降は、各国において異なる関心や課題に対して取組みが進められており、受取人口座確認や支払リクエストといったオーバーレイサービスに係る検討のほか、参加銀行の拡大に向けた施策や、システムを運営する組織のガバナンス改革など、その様相は多岐にわたっている。IPSを活用したクロスボーダー送金についても、ここ数年の多くの国の関心事項であり、複数の取組みがこれまで見られてきたが、国や地域によって取組みの方向性や進展に差異が見られるようになってきた。

以上を踏まえ、本年度の調査レポートは、まず始めに本章第一節において、国際的に注目されている国や地域（英国・欧州ユーロ圏・米国・カナダ・豪州・シンガポール）のIPSの概要と最近の動向について、各国ごとに整理を行った。また、第二節においては、IPSを活用したクロスボーダー送金について、最近の動向を整理した。最後に、第三節において、最近の動向に見られる特徴と日本への示唆を述べている<sup>1</sup>。

なお、本レポートの中でふれているIPSに関連する機能や仕様等のうち、ISO20022、RTGS・プレファンド（疑似RTGS）方式、支払リクエスト、受取人口座確認、Proxyデータベースの概要について、本レポートの末尾に参考資料として取りまとめているため、必要に応じて参照いただきたい。

### 1. 各国IPSの概要と最近の動向

#### (1) 米国

##### ①IPSの概要

米国では、TCH（大手銀行が主体の決済システム運営機関）が運営する決済システムと、Fed（中銀）が運営する決済システムが並行して稼動している。IPSについても、2018年にTCHがRTPを導入し、その利用促進に努めている一方で、Fedはより広範な銀行の参加を目的とし、独自のシステムであるFedNowを2023年7月に構築した。

RTPおよびFedNowの詳細は図表1のとおりであり、RTGS決済をベースとしていることのほか、支払リクエスト専用の電文が具備されている点等が全銀システムとは異なる。

---

<sup>1</sup> 全銀ネットは、本年度も、世界各国の決済システムや金融機関の関係者が一堂に会するイベントであるSibosへの現地参加を行った。Sibosにおいては、カンファレンスの聴講による情報収集のほか、諸外国の決済システム運営機関との間で情報交換を実施したため、そこから得られた内容を本文において適宜補足している。なお、ヒアリングによって収集した内容については、必ずしも当該機関の正式見解ではないことに留意いただきたい。

【図表 1 : RTP の概要】

運営機関	TCH（民間）
メッセージフォーマット	ISO20022
セトルメント	疑似 RTGS <sup>2</sup>
受取人口座確認	なし
支払リクエスト	専用メッセージ具備
Proxy データベース	携帯電話番号やメールアドレスを使って送金できるスマホアプリ（Zelle）を提供。Zelle は、各銀行のアプリに埋め込むこともできる。
不正送金検知	なし（過去に PoC を実施）
ノンバンク接続	不可
クロスボーダー	欧州ユーロ圏の EBA Clearing と取組みを実施するも中断（後記「2. IPS を活用したクロスボーダー送金の動向」参照）。

【図表 2 : FedNow の概要】

運営機関	Fed（中銀）
メッセージフォーマット	ISO20022
セトルメント	RTGS
受取人口座確認	なし
支払リクエスト	専用メッセージ具備
Proxy データベース	なし（今後検討）
不正送金検知	パイロット実施中（後記「②a. FedNow における不正送金検知のパイロット」参照）
ノンバンク接続	不可
クロスボーダー	取組みなし

この FedNow について、参加機関は拡大傾向にあり、2025 年 10 月時点で 1,500 以上の銀行と信用組合が参加し、取引量も、1 日あたり約 3 万件と、前年の約 3,500 件から大幅に増加している<sup>3</sup>。一方で、早期に稼動した TCH の RTP については、大手行を含む 1,000 以上の金融機関（全銀行口座の約 70%をカバー）が接続し、1 日平均 130 万件以上の取引を

<sup>2</sup> IPS 運営機関の当座預金口座内に、各参加機関の仮想口座をつくり、その仮想的な口座において取引 1 件ごとに資金移動を行うもの。仮想口座の資金移動の管理は IPS が行っている。

<sup>3</sup> FedNow ウェブサイト（<https://explore.fednow.org/explore-the-city?id=3&building=news-center&postId=98>）参照。

処理している<sup>4</sup>ことから、FedNow は未だ RTP の規模に至っていないと言える。実際に、「9,000 以上の銀行と信用組合が存在する米国において FedNow はまだ一部の銀行しか獲得できていない」「FedNow に参加している銀行のほとんどが被仕向のみであり仕向サービスを提供していない」といった指摘も米国において聞かれている<sup>5</sup>。

なお、この2つの IPS の間にはインターオペラビリティは確保されておらず、一方のシステムのみ接続している銀行が、他方のシステムのみ接続している銀行に送金することはできない。米国においてインスタントペイメントの普及を促進する業界団体（Faster Payments Council：官民のステークホルダーで構成）が 2025 年 9 月に公表したインスタントペイメントのガイドラインにおいても、インスタントペイメントの効果を最大限享受するには、両方のネットワークに接続することが必要であることが指摘されている<sup>6</sup>。

## ②IPS を巡る最近の動向

### a. FedNow における不正送金検知のパイロット

Fed は、FedNow における不正送金検知機能について、稼動開始後に必要に応じて検討するとしていたところ、2025 年 9 月に以下のパイロットプログラムを開始した。

【図表 3：パイロットプログラムの概要】

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FedNow を通じて取引を行う金融機関が、支払い前に受取人口座の事前チェックを行うことができる機能の開発を目指すプログラム。</li> <li>・ API で提供。</li> </ul>
参加機関	<p>&lt;金融機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Star One Credit Union</li> <li>・ U.S. Bank</li> </ul> <p>&lt;その他（決済関連サービス提供企業等）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AMI Information Systems</li> <li>・ Jack Henry</li> <li>・ Payfinia</li> <li>・ Pidgin</li> </ul>

<sup>4</sup> TCH ウェブサイト（<https://www.theclearinghouse.org/payment-systems/Articles/2025/10/RTP-Record-Day>）参照。

<sup>5</sup> PaymentsJournal 記事（<https://www.paymentsjournal.com/fis-adds-fednow-send-capabilities-for-comprehensive-instant-payments/>）参照。

<sup>6</sup> FPC ウェブサイト（<https://fasterpaymentscouncil.org/blog/15721/U-S-Faster-Payments-Council-Publishes-New-Guidelines-for-Instant-Payment-Sending-Capabilities>）参照。

備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年にワーキンググループを通じて開発した「ScamClassifierモデル」を採用。同モデルは、詐欺の定義を共通化し、一貫した分類・検知を目指すもの。</li> </ul>
----	---

なお、TCHも過去にPoCを実施しており、現在も不正送金検知機能の導入について検討中であるものの、実現には至っていない<sup>7</sup>。IPSにおける不正送金検知機能については、この数年において、導入する国（後述する欧州ユーロ圏・カナダ等）が拡大しているものの、必ずしもこれまで一般的な機能ではなかったことから、FedNowが実際に導入するのかが注目される。

## b. Zelleによるステーブルコインの発行

Early Warning Services（米国の大手銀行が出資して設立した決済サービス提供会社でありTCHと強い関係を持つ会社）は、2025年10月、迅速かつ信頼性の高いクロスボーダー送金を実現すべく、ステーブルコインをZelle（送金アプリ）の中で発行していく計画を公表した。2025年5月において、JPMorgan Chase、Bank of America、Citigroup等の大手銀行と、TCH、Early Warning Servicesが、ステーブルコインの発行を検討しているとの報道があったところ<sup>8</sup>、10月の発表は、5月の報道に関する正式なEarly Warning Servicesとしての公表であると考えられる。

Zelleは、TCHのIPS（RTP）等を活用しつつ、大手銀行が主体となって構築した送金アプリであり、独立したスマホアプリとして一般顧客に利用されるとともに、各銀行のアプリの中で利用できる埋め込み型のアプリとしても活用されてきた。今回の発表は、このZelleとステーブルコインを結び付け、クロスボーダー送金サービスの提供を目指すものであり<sup>9</sup>、Early Warning ServicesのCEOであるFowler氏も、「Zelleは、米国における送金方法を大きく変革してきた。そして今、私たちは市場、ユーザー、そしてネットワークに参加する銀行や信用組合から得た知見にもとづき、他国と送金を行うZelleユーザーにも、同様のスピードと信頼性を提供するための取り組みを開始する」と述べている。一方で、現段階でどのようなかたちでステーブルコインが発行されるのか、実際に参加銀行はどの程度いるのか、TCHのIPS（RTP）とどのように関わるのかなど、詳細は明らかにされていない。

<sup>7</sup> TCHへのヒアリングより。

<sup>8</sup> Radom記事（<https://www.radom.com/insights/major-u-s-banks-collaborate-on-a-stablecoin-initiative-to-compete-with-digital-asset-platforms-according-to-the-wall-street-journal>）参照。

<sup>9</sup> EWSウェブサイト（<https://www.zelle.com/press-releases/zelle-goes-international-early-warning-expands-its-payments-network-stablecoin>）参照。

## (2) カナダ

### ①IPSの概要

カナダは未だIPSが稼動していない国であるが、Payments Canada（民間の決済システム運営機関）によって、IPSであるRTRの構築が目指されている。技術仕様の変更等により、2022年に予定していた稼動開始は大幅に遅れていたものの、Payments Canadaは、2025年10月、2026年の稼動を目指し、アプリケーションの構築を完了させ、テストフェーズに入ったことを公表した<sup>10</sup>。

Payments Canadaは、システムの構築とあわせてRTRの枠組みやルールの整備も進めており、2025年5月には枠組みやルールに係る市中協議<sup>11</sup>を実施している。同市中協議等において示されているRTRの内容は、以下図表4・5のとおりであり、IPS本体で不正送金検知機能を導入し、RTR参加機関には利用を義務付けるなど、総合的な不正送金対策を講じている点は、本レポートが対象としている他の国にも例がない取組みである。

【図表4：RTRの概要】

運営機関	Payments Canada（民間）
メッセージフォーマット	ISO20022
セトルメント	RTGS
上限金額	未定
受取人口座確認	一致・不一致応答型のものを導入（利用必須） ※詳細は図表5参照。
支払リクエスト	将来的に検討
Proxy データベース	将来的に検討
不正送金検知	導入（利用必須） ※詳細は後記図表5参照。
ノンバンク接続	可
クロスボーダー	クロスボーダー送金に活用するためのルールを整備

<sup>10</sup> Payments Canada ウェブサイト（<https://www.payments.ca/real-time-rail-quarterly-update-jude-pinto-2025-q4>）参照。

<sup>11</sup> Payments Canada ウェブサイト（<https://www.payments.ca/public-consultation-real-time-rail-legal-framework-now-open>）参照。

【図表 5 : 不正送金対策の全体像】

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正送金対策として、Confirmation of Payee、Central Risk List、Central Fraud Analytics、Central Fraud Reporting の4つのサービス・機能の利用が必須。</li> </ul>
<p>Confirmation of Payee</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払人が受取人の氏名と口座番号を入力すると、当該氏名と口座番号が一致しているか否かを応答するタイプの受取人口座確認。</li> </ul>
<p>Central Risk List</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者によって「不正の疑い」または「不正」としてフラグ付けされた口座識別子や関連属性を共有するデータベース。</li> <li>参加機関は、以下の義務がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 正確・完全・タイムリーな情報を提供し、リストの有用性を維持。</li> <li>✓ 口座をフラグ付けまたは修正要求する際の内部基準と意思決定プロセスを整備。</li> <li>✓ 状況変化に応じてリストを更新(不正の疑いを不正であると更新する場合や、不正であるものを解消する場合等)。</li> </ul> </li> </ul>
<p>Central Fraud Analytics</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払いメッセージが RTR に送信される前に、その取引が不正である可能性を評価するシステム。</li> <li>参加機関は、以下の義務がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ RTR への送信前に不正スコアを受信・確認。</li> <li>✓ 承認・拒否・追加調査のいずれを行うか、リスクベースで判断し記録。</li> <li>✓ 判断結果を報告し、モデル改善に貢献。</li> </ul> </li> </ul>
<p>Central Fraud Reporting</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加機関が毎月不正事案を集計して報告する仕組み。</li> <li>参加機関は、以下の義務がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 不正取引件数・金額などの定量データを含めて報告。</li> <li>✓ 報告の正確性・一貫性を保つための内部統制を整備。</li> </ul> </li> </ul>

同年9月には、市中協議で寄せられた意見の概要が公表されており、同文書によると、上

記不正送金対策を含め、市中協議の内容は広く関係者から支持されたとのことである<sup>12</sup>。

## ②IPS を巡る最近の動向（参加資格拡大）

Payments Canada が運営する全ての決済システムについては、これまで、法規制によりノンバンクや信用組合の参加が禁止されていた。一方、Payments Canada は、レベルプレイングフィールドの確保や、決済エコシステムにおける競争とイノベーションを促進することを理由に、ノンバンクや信用組合への参加資格拡大を数年間にわたり政府に求め続け、2024年6月には、ノンバンクや信用組合の参加を認めるかたちで政府により法改正が行われた。

2025年10月には、法改正を踏まえて Payments Canada においても規則が改正され、Payments Canada が運営するシステムに、ノンバンクや信用組合が参加することが正式に認められるようになった。このため、前述の RTR においても、ノンバンク等は参加できる見込みである。

## (3) 英国

### ①IPS の概要

英国においては、Pay.UK（民間の決済システム運営機関）が FPS と呼ばれる IPS を運営している。FPS は 2008 年に稼働を開始しており、これは、他の主要国に比べて早いタイミングであるものの、早いタイミングであったために、ISO20022 をメッセージフォーマットとして利用できていないという全銀システムに類似した課題を持つ。

---

<sup>12</sup> Payments Canada ウェブサイト (<https://www.payments.ca/real-time-rail-public-consultation-reconfirms-strong-industry-support-canadian-real-time-payment>) 参照。

【図表 6 : FPS の概要】

運営機関	Pay.UK (民間)
メッセージフォーマット	ISO8583
セトルメント	時点ネット
受取人口座確認	当局が利用を義務化。Pay.UK は、受取人口座確認に係るルールの整備を担当。また、FPS 参加機関の受取人口座確認機能の導入をサポート。一致・不一致応答型 <sup>13</sup> の受取人口座確認が英国内では利用されている。
支払リクエスト	支払リクエストを導入する場合のメッセージ標準やルールを整理 (FPS で専用メッセージは具備していない)。
Proxy データベース	2014 年に、携帯電話番号のデータベース (Paym) を導入したものの、利用が進まず 2023 年に廃止。
不正送金検知	なし (過去に PoC を実施)
ノンバンク接続	可 (中銀当預口座保有も可)
クロスボーダー	取組みなし

この FPS については、2016 年以降、ISO20022 ベースの新たなシステム (NPA) への移行が目指されていた。一方で、ベンダー選定における当局と Pay.UK の見解の相違など、新たなシステムへの移行に伴う銀行界のリスク・負担を起因とした計画の変更などにより遅れが生じ、さらに 2023 年以降は、政府が Pay.UK や NPA 構築に関する現状に批判的な立場をとるようになったことで、NPA の検討は中断されることとなった。NPA の構築に向けたプロジェクトが開始されてから中断に至る 2024 年末までの主な流れは以下のとおりである。

【図表 7 : NPA 検討の中断に至る流れ】

2016 年～2017 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制当局 (PSR) と英国中銀 (BOE) が、Payment System Operator Delivery Group を設置。</li> <li>Payment System Operator Delivery Group は、決済システムを運営する複数のシステム運営体を統合した組織と、複数のシステム (IPS である FPS とバルクシステムである BACS) を統合した新たなシステム (NPA) の構築を提言。</li> </ul>
2017 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数のシステム運営体を統合した組織として、NPSO (2018 年に Pay.UK に改称) を設立。</li> </ul>
2018 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pay.UK は、NPA の調達プロセスを開始。</li> </ul>

<sup>13</sup> 依頼人が仕向銀行のインターネットバンキングやアプリ上で受取人の氏名と口座番号を入力すると、当該氏名と口座番号が一致しているか否かを応答するタイプの受取人口座確認。

2020年	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pay.UKは、BACSとFPSを統合したかたちでのNPA構築が困難であることや、スイッチングコストを抑えるためにVocalink（現行ベンダー）に絞って入札を行いたい旨を当局（PSR）に申し入れ。</li> </ul>
2021年	<ul style="list-style-type: none"> <li>PSRは、まずはFPSのみを移行する（BACSとの統合は別途検討する）かたちでのNPA構築としてよい旨決定。ただし、Vocalinkに絞った入札は認めず、競争的な入札を行うよう指示。</li> </ul>
2022年	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pay.UKは、NPAのRFP（Request for Proposal）を実施。ベンダーから応募あり。</li> </ul>
2023年	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国財務省の委託を受けたJoe Garner（UK Finance理事や当局の実務者パネルの議長等を歴任）が、英国の決済環境の現状を分析した報告書を公表。</li> <li>同報告書は、政府によって決済ビジョンが示されるべきことや、クレジットカードやデビットカードに替わる、英国にある資金決済システム（銀行間の送金システム）を活用した決済環境の構築等を提言。NPAについても、これまでの議論にとらわれない新しいアプローチを検討する必要性があることを指摘。</li> <li>これらの政府の動きの中で、Pay.UKはNPAの検討を中断。</li> </ul>
2024年	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国財務省は上記報告書を受けた「National Payments Vision」を公表。その中で、Pay.UKには、戦略的に課題への対応を進められる新たなガバナンスモデルの構築が必要であることを指摘。</li> </ul>

## ②IPSを巡る最近の動向

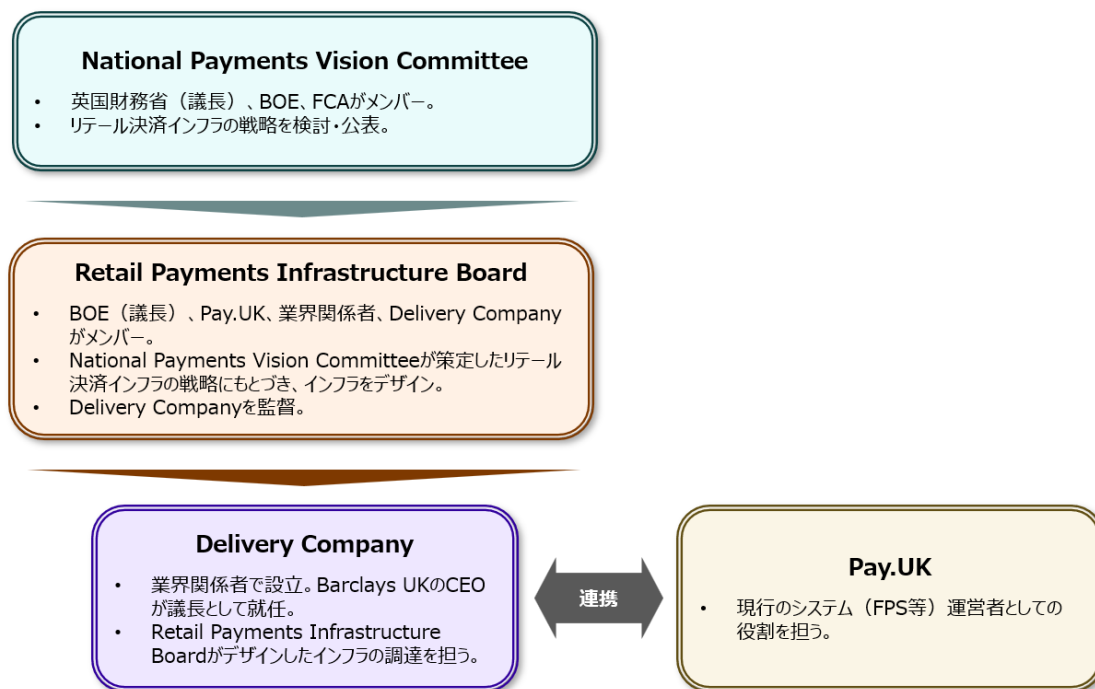
### a. ガバナンス改革

前述の National Payments Vision（2024年11月公表）を受けて、政府は、英国財務省（議長）、BOE、金融行為規制機構（FCA）、PSR からなる Payments Vision Delivery Committee を設立した。Payments Vision Delivery Committee は、今後のイノベーションを促進させる英国の決済システムのガバナンスのあり方について検討を進め、2025年7月には、その検討結果として、今後は、以下の図表8に示すガバナンス・枠組みのもと、将来の英国における決済システムの検討や調達を進めることを公表した<sup>14</sup>。この枠組みにおいて

<sup>14</sup> BOE ウェブサイト（<https://www.bankofengland.co.uk/news/2025/july/a-new-approach-to-retail-payments-infrastructure>）参照。

は、新たなシステムの構築をゼロベースで検討していくことや、新たなシステムの構築は、政府と BOE 主導で実施していくことが示されており、前述の NPA の検討は実質的に白紙となり、Pay.UK は、あくまで現行システムの運営機関として検討に関わることが明にされることとなった。

【図表 8 : 新たな検討フレームワーク】



【図表 9 : Retail Payments Infrastructure Board のメンバー】

常設メンバー	・ BOE、Pay.UK、Delivery Company
銀行	・ NatWest Group、HSBC UK、J.P. Morgan、Lloyds Banking Group、ClearBank UK
電子マネー機関	・ Wise、Stripe、TrueLayer
その他	・ Post Office、Amazon、Skipton Building Society

さらに、2025 年 11 月には、National Payments Vision Committee によって、リテール決済インフラの戦略を示した文書「Strategy for Future Retail Payments Infrastructure」が公表され、その中においては、英国が目指すべきリテール決済の具体的なゴールイメージが示されている（概要は以下図表 10 参照）<sup>15</sup>。今後、このゴールを実現させるべく、Retail

<sup>15</sup> 英国政府ウェブサイト (<https://www.gov.uk/government/publications/strategy-for-future-retail-payments-infrastructure>) 参照。

Payments Infrastructure Board や Delivery Company によって、具体的な検討が進められる予定である。

【図表 10 : Strategy for Future Retail Payments Infrastructure の概要】

<p>本戦略の前提・スコープ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル決済の急速な普及、新たなデジタルマネー（ステーブルコイン、トークン化預金等）の登場等を背景に、既存の FPS や BACS の単なる更改ではなく、将来を見据えたインフラ再設計が必要との認識のもと、リテール決済インフラの方向性と戦略的成果を示したもの。</li> </ul>
<p>ゴールのイメージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①イノベーション、②競争、③セキュリティの3つの柱を意識しつつ、下記5つのゴール（Outcomes）を整理。</li> <li>✓ 消費者および企業が、自らのニーズに合致した、革新的かつ費用対効果の高い多様な決済手段を選択できること。</li> <li>✓ 新旧のデジタルマネーが相互運用可能な、多様なマルチマネー・エコシステムの一部として、決済がシームレスに機能していること。</li> <li>✓ 消費者および企業が、自らが行う決済について、詐欺を含む広範な金融犯罪から適切に保護されていると信頼できること。</li> <li>✓ 参加事業者が、決済インフラに対して公正・透明・公平にアクセスでき、決済エコシステム全体における競争とイノベーションの余地が最大化されていること。</li> <li>✓ 決済エコシステムが、運営面および財務面の双方において高い強靱性を備えていること。</li> </ul>

## b. PSR の廃止

前述の PSR（決済を主に担当する英国の規制当局）は、競争・イノベーション・利用者保護の促進を目的に、FCA から独立するかたちで 2015 年に設立された機関であり、この PSR によって、これまでに、Pay.UK の設立や新システムである NPA に係る規制の検討、オープンバンキングに係る政策の導入、不正送金への対応等が進められてきた。

しかしながら、2024 年 7 月に発足した英国の新政権は、この PSR が規制の重複をもたらすことで、企業が不要に複数の規制に対応しなければならない状況が生まれているとして、PSR を FCA に統合し直すことを 2025 年 3 月に決定した。今後の詳細なスケジュールは明

らかではないが、2025年9月には、英国財務省が、PSRのFCAへの統合のあり方を問う市中協議を開始しており<sup>16</sup>、同市中協議の結果を踏まえ、PSRのFCAへの統合に向けた法改正等が行われる予定である。なお、Pay.UKはこの市中協議に対し、賛成する旨の姿勢を示しつつ、単なる統合では不十分であり、実現すべき成果を明にすることや、関係者が当局による施策の成果を検証できるようにすべきこと等をあわせて指摘している<sup>17</sup>。

#### (4) 欧州（ユーロ圏）

##### ①IPSの概要

欧州においては、米国と同様に複数の機関が決済システムを運営しており、IPSについては、民間（EBA Clearing）が運営するRT1と、欧州中銀（ECB）が運営する<sup>18</sup>TIPSの双方が稼働している。ただし、前述の米国と異なり、片方のシステムの参加機関は、もう一方のシステムの参加機関にメッセージを送金できる仕組みが用意されている。

【図表 11：TIPSの概要】

運営機関	ECB（中銀）
メッセージフォーマット	ISO20022
セトルメント	RTGS
受取人口座確認	導入 ※詳細は後記「②b. Instant Payments Regulation を受けた ECB の動き」参照。
支払リクエスト	なし
Proxy データベース	携帯電話番号を登録できるデータベースを提供。ただし、欧州ユーロ圏で広範な利用が進んでいる様子は確認できない。
不正送金検知	なし
ノンバンク接続	可（中銀当座預金口座保有も可） ※詳細は後記「②b. Instant Payments Regulation を受けた ECB の動き」参照。
クロスボーダー	複数の取組みを実施 ※詳細は後記「2. IPS を活用したクロスボーダー送金の

<sup>16</sup> 英国政府ウェブサイト（<https://www.gov.uk/government/consultations/a-streamlined-approach-to-payment-systems-regulation-consultation>）参照。

<sup>17</sup> Pay.UK ウェブサイト（<https://www.wearepay.uk/wp-content/uploads/2025/10/Pay.UK-Consultation-response-PSR-Integration.pdf>）参照。

<sup>18</sup> 正式には、ECBとユーロ圏の国の中央銀行が運営する「Eurosystem」と呼ばれる機関が運営しているものの、一般的にECBが運営していると言われることが多いことから、本レポートでもECBに統一している。

	動向」参照。
--	--------

【図表 12 : RT1 の概要】

運営機関	EBA Clearing（民間）
メッセージフォーマット	ISO20022
セトルメント	疑似 RTGS
受取人口座確認	導入 ※詳細は後記「②c. Instant Payments Regulation を受けた EBA Clearing の動き」参照。
支払リクエスト	支払リクエストに係るメッセージを送信しあえるアプリケーションを提供（専用メッセージは具備していない）。
Proxy データベース	なし
不正送金検知	導入（利用は任意） ※詳細は後記「②c. Instant Payments Regulation を受けた EBA Clearing の動き」参照。
ノンバンク接続	可
クロスボーダー	大手行主体で取組みを推進中 ※詳細は後記「2. IPS を活用したクロスボーダー送金の動向」参照。

## ②IPS を巡る最近の動向

### a. 欧州委員会の Instant Payments Regulation の制定

ECB と EBA Clearing によって、IPS が 2017 年頃には構築されていた欧州ユーロ圏であったが、実際には、不正送金やマネーロンダリングへの対応等から、顧客にインスタントペイメントを提供する銀行が限られている状況や、インスタントペイメントを顧客が利用する場合の手数料が高額となる状況が生じていた。また、2023 年後半において、リテール送金全体のうち、14%程度の送金しかインスタントペイメントとして即時着金できていない状況であった<sup>19</sup>。

この状況を改善すべく、欧州委員会はユーロによるインスタントペイメントを促進するための銀行等に対する新たな規制(Instant Payments Regulation)をつくり、同規制は 2024 年 3 月に正式に採択された。この規制においては、以下のとおり強い義務が銀行等に課され

<sup>19</sup> ECB ウェブサイト（[https://www.ecb.europa.eu/press/stats/paysec/html/ecb.pis2023\\_1~10a5662f81.en.html](https://www.ecb.europa.eu/press/stats/paysec/html/ecb.pis2023_1~10a5662f81.en.html)）参照。

ている。

【図表 13： Instant Payments Regulation の一部内容】

インスタントペイメントの実施	・ インスタントペイメントを顧客に提供することを、銀行等に対して義務付け（被仕向は 2025 年 1 月 9 日以降、仕向は 2025 年 10 月 9 日以降）。
受取人口座確認	・ インスタントペイメントを行う場合に受取人口座確認を行うことを、銀行に対して義務付け（2025 年 10 月 9 日以降）。
ノンバンクの接続	・ 決済システム運営機関に対して、インスタントペイメントシステムにノンバンク（電子マネー機関等）の接続を認めることを義務付け（2025 年 4 月以降）。

※上記はユーロ圏の国の銀行に対するもの。ノンバンクや、非ユーロ圏の EU 加盟国の銀行に対しては、別の期限が設けられている。

この規制を受け、銀行のみならず、銀行が規制を順守するための環境構築が必要であるとして、IPS 運営機関も対応を迫られることとなった。

## b. Instant Payments Regulation を受けた ECB の動き

前述の Instant Payments Regulation を受けて、ECB は、TIPS を含む ECB の決済システムにノンバンクが 2025 年 4 月からアクセスできようにする旨の方針を、2024 年 7 月に公表した<sup>20</sup>。また、決済システムにアクセスするノンバンクは、セトルメントのために ECB の当座預金口座を開設できることとされた。

さらに、ECB は、TIPS を通じた取引における受取人口座確認の導入についても 2024 年 8 月以降検討を進め、2025 年 3 月には、検討結果として、ポルトガル中銀とラトビア中銀が開発したサービス（一致・不一致応答型<sup>21</sup>の受取人口座確認）を基盤とした、受取人口座確認機能の提供を開始する旨を公表している<sup>22</sup>。

<sup>20</sup> ECB ウェブサイト (<https://www.ecb.europa.eu/press/intro/news/html/ecb.mipnews20240719.en.html>) 参照。

<sup>21</sup> 支払人が受取人の氏名と口座番号を入力すると、当該氏名と口座番号が一致しているか否かを応答するタイプの受取人口座確認。

<sup>22</sup> ECB ウェブサイト (<https://www.ecb.europa.eu/press/intro/news/html/ecb.mipnews250310.en.html>) 参照。

### c. Instant Payments Regulation を受けた EBA Clearing の動き

EBA Clearing も、ECB と同様に Instant Payments Regulation への対応を進め、RT1 を含む EBA Clearing のシステムに、ノンバンクが接続できるようになった旨をウェブサイト上で公表している<sup>23</sup>。

また、EBA Clearing は、FPAD と呼ばれる新サービスの中で、不正送金検知・受取人口座確認それぞれの機能の提供を行うことを 2023 年 3 月に公表した。それぞれの機能の概要は以下のとおりであり、過去の取引を分析するデータベースを活用するかたちで、機能が実装されている。

【図表 14 : FPAD の概要】

不正送金検知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の取引データを分析し、取引のリスクを評価・回答する機能。</li> <li>・ 主な流れは以下のとおり。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①金融機関は、取引前または取引後に API で当該取引のリスクに係る評価（最大 20 種類程度の指標あり）の取得を依頼。</li> <li>②金融機関の依頼にもとづき、FPAD は、過去の取引データを分析し、リスクを評価。ただし、IPS で当該取引が処理中であっても、中断等することはない。</li> <li>③金融機関は、当該評価を踏まえて対応を判断。</li> </ol> </li> </ul>
受取人口座確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の取引データを分析し、受取人名と受取人口座番号の一致・不一致<sup>24</sup>を分析・回答する機能。</li> <li>・ 主な流れは以下のとおり。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①依頼人は、送金前に受取人名と受取人口座番号を仕向銀行のアプリ等で入力。</li> <li>②仕向銀行は①の情報を FPAD に照会。</li> <li>③FPAD は受取人名と受取人口座番号を確認し、一致、不一致で回答。</li> <li>④仕向銀行は③の結果を依頼人に提示。依頼人は当該結果を踏まえて送金の継続有無を判断。</li> </ol> </li> </ul>

FPAD における不正送金検知機能は 2024 年中に開始しており、すでに利用を開始している一部の参加機関では、不正関連コストを最大 35%削減する効果を確認できたとのことで

<sup>23</sup> ウェブサイトの更新時期は不明。

<sup>24</sup> 一致、不一致のほか、部分的に一致といった回答を行っている可能性もあるが、詳細は非公表。

ある<sup>25</sup>。もう一方の受取人口座確認機能は、2025年1月にリリースされ、Instant Payments Regulationにより受取人口座確認の利用が義務化される10月9日には、多くの金融機関が同機能に対応している<sup>26</sup>。

## (5) 豪州

### ①IPSの概要

豪州では、2018年に稼働開始したリアルタイムペイメントシステム（NPP）がAP+（民間の決済システム運営機関）によって運営されている。NPPは、Swiftが開発したシステムであり、中央にインフラがなく、各銀行が相対で取引を行う分散型のシステムを特徴としている。

【図表 15：NPPの概要】

運営機関	AP+（民間）
メッセージフォーマット	ISO20022
セトルメント	RTGS
受取人口座確認	一致・不一致応答型 <sup>27</sup> の受取人口座確認について、2025年7月から段階的に導入（2025年中に全銀行に拡大予定）。
支払リクエスト	専用メッセージを具備
Proxy データベース	Pay ID と呼ばれる口座番号と紐づく ID のデータベースを構築（受取人が Pay ID を取得している場合、依頼人は口座番号の代わりに Pay ID を利用して、送金することが可能）。ただし、広範な利用は進んでいない。
不正送金検知	なし
ノンバンク接続	不可
クロスボーダー	豪州が被仕向となる取引に関するルールメイキングを実施（NPP参加機関はクロスボーダー取引の着金義務あり）。2027年2月からはSwiftのGPI tracker <sup>28</sup> の利用が必須となる。

<sup>25</sup> Sibosにおけるヒアリングより、

<sup>26</sup> EBA Clearing ウェブサイト（[https://www.ebaclearing.eu/eba-clearing-services-successfully-complete-9-october-2025-changeover/?stream=press\\_releases](https://www.ebaclearing.eu/eba-clearing-services-successfully-complete-9-october-2025-changeover/?stream=press_releases)）参照。

<sup>27</sup> 支払人が受取人の氏名と口座番号を入力すると、当該氏名と口座番号が一致しているか否かを応答するタイプの受取人口座確認。

<sup>28</sup> メッセージの中の UETR（取引ごとに付与される識別子）を活用して、取引の進捗状況をリアルタイムでモニタリングできる仕組み。

## ②IPS を巡る最近の動向

### a. BECS の廃止

豪州におけるバルクペイメントシステム（全銀システムの新ファイル転送機能に相当）である BECS は、AusPayNet（銀行界等によって運営されている決済の業界団体）が 30 年以上にわたって運営していたものの、古いメッセージ標準やレガシーなシステムを利用している、稼動時間が限られているという課題がある一方、アップグレードするには多大なコストを要するという状況であった。2018 年には IPS である上記の NPP が稼動したものの、銀行間の送金の 70%は未だ BECS による送金が占めており<sup>29</sup>、豪州の決済高度化を進めていくためには、この BECS の改革が不可欠であった。このことから、2023 年、AusPayNet と AP+は、2030 年に BECS を廃止し、NPP の中で一元的に取引を処理していく方針を決定した<sup>30</sup>。全銀システムと異なり、多くの国において、バルクペイメントシステムと IPS は別システムとして運営されており、各システムには異なる金融機関が参加しているため、片方のシステムを完全に廃止するというこの豪州の決定は、国際的に珍しいものである。

ただし、BECS の廃止は豪州の決済全体に及ぼす影響が大きいため慎重に進められており、豪州中銀（RBA）は 2025 年 3 月に公表した BECS の廃止に伴うリスクアセスメントにおいて、今後以下のリスクへの対処が必要となると指摘している。

【図表 16：RBA が指摘したリスクの概要】

オペレーションリスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・ BECS の代替手段が未成熟な場合、手動処理が必要になり負荷が増大。</li><li>・ エラー処理・例外処理フローが確立されていない場合に混乱を招く。</li></ul>
システム能力リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・ NPP には大量の取引を処理する能力がまだない。</li><li>・ 特に、給与日などのピーク日の負荷に対応できない。</li></ul>
コンプライアンス・財務リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支払い遅延による企業等の法令・規制違反。</li><li>・ 誤送金や返金処理の不備による企業等の財務への負の影響。</li></ul>
移行リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 数百～数千の大企業・政府機関を含む大規模プロジェクトであり、テストの失敗や準備不足が遅延・コスト超過を招く。</li><li>・ BECS 廃止時期の不明確さがある場合、投資判断を妨げる。</li></ul>

<sup>29</sup> AP+ウェブサイト（<https://www.auspayplus.com.au/ap-welcomes-rba-risk-assessment-into-planned-becs-decommissioning>）参照。

<sup>30</sup> AusPayNet ウェブサイト（[https://auspaynet.com.au/insights/BECS\\_Transition](https://auspaynet.com.au/insights/BECS_Transition)）参照。

この評価について、AP+は賛同する旨のコメントとともに、NPP の処理能力の増強や、大量のファイルを一括で処理する機能の開発を進めることを公表している<sup>31</sup>。

#### b. NPP の将来像に係るコンサルテーションとその結果

2025 年 7 月には、AP+によって NPP の将来像に係るコンサルテーションが実施されており、その中では、BECS から NPP への移行を安全かつ効率的にするための質問と、NPP の今後の機能拡張に関する以下の質問が問いかけられた。

【図表 17：市中協議における質問の例】

<p>BECS から NPP への移行関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NPP の新しいバルク処理機能を、どのようなユースケースで利用したいか。</li> <li>• バルク処理において考慮すべき具体的なオペレーションプロセスは何か。</li> <li>• 延長処理時間が設定される場合、望ましい処理時間はどのくらいか。</li> <li>• 送信のためにはファイルのアップロード形式/API 形式、または両方必要か。</li> <li>• エンドツーエンド処理（照合、エラー処理など）を支えるため、標準フォーマットに必要な機能は何か。</li> <li>• 返金用の口座はどのようなユースケース・シナリオで役立つか。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NPP に追加されると有益な機能は何か。</li> <li>• 業界固有、または特定のユースケースに必要なデータ要件は何か。</li> </ul>

同年 11 月には、この市中協議に対する結果と今後の対応も公表されており、その主な内容は以下のとおりである<sup>32</sup>。

<sup>31</sup> AP+ウェブサイト (<https://www.auspayplus.com.au/ap-welcomes-rba-risk-assessment-into-planned-becs-decommissioning>) 参照。

<sup>32</sup> AP+ウェブサイト (<https://www.auspayplus.com.au/an-update-on-the-move-to-npp-2>) 参照。

【図表 18：市中協議に寄せられた意見の概要と AP+の今後の対応】

	市中協議における意見概要	AP+の今後の対応
バルク処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与、年金、政府給付金、配当金、公共料金等の多頻度決済や大量決済に不可欠。</li> <li>・ 受取人口座確認の実施や、速やかな着金を希望。速やかな着金ができない場合も、30分～60分での着金を希望。</li> </ul>	NPP に反映。
標準化された支払い指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO20022 ベースで相互運用性確保が必要。</li> <li>・ ファイルのアップロードによる送付と、API による送付の双方が必要。</li> </ul>	意見を踏まえ、ISO20022 ベースで標準化を進める。また、ファイルのアップロードと API による送付の両方をサポートする。
バッチ記帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「バッチ記帳」(複数の取引について、銀行の入出金明細には 1 件としてまとめて記録すること) については、給与振り込みや、サプライヤーへの大量の支払い等で必要。</li> <li>・ 必要なときには個別明細も記載できるかたちが望ましい。</li> </ul>	左記の内容は「NPP Participating Institutions」として NPP の参加機関に共有し、各機関の開発計画に反映させる。
返金用の別口座の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで BECS の取引に係る返金に、別口座を指定していた企業等からは、NPP においても同様の対応が必要という声あり。</li> <li>・ 一方で、NPP のようなインスタントペイメントの場合、(送金後の受取人口座の状況変化に起因する) 返金が発生しにくくなることから、銀行等からは導入する意義が小さいとの声あり。</li> </ul>	今後優先事項として対応するか検討。
将来機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加してほしい新たな機能としてあったのは以下のとおり。</li> <li>✓ 標準化されたエンドツーエンドの紛争処理 (誤送金・詐欺・未承認引落等)</li> <li>✓ 自動化された返金プロセス</li> <li>✓ Sandbox 機能 (開発者向け)</li> <li>✓ 詐欺データの情報ハブ</li> </ul>	今後優先付けを行っただうえで対応を検討。

なおこのほか、AP+は、NPPに限らず銀行口座間の送金（A2A : Account to Account）全体に関するビジョンと戦略目標の策定に向けた作業を AusPayNet と共同で進めている。前述の NPP に関する市中協議とあわせて、A2A に係るビジョン策定のための市中協議も実施しており、市中協議の結果、Accessibility（誰でも使える）、Capability（全ユースケースを高い品質で支える）、Cost-effectiveness（低コスト・透明性）、Reliability（安定・継続性・冗長性）、Safety（詐欺防止・顧客保護）を今後の A2A のビジョンに必要な要素として認識したとのことである<sup>33</sup>。AP+と AusPayNet は、今後、2026 年初めにドラフト版の A2A ビジョンを公開し、追加のパブリックコンサルテーションを実施したうえで、2026 年中頃にビジョンを実現するためのロードマップを策定することとしている。

### c. Project Acacia と NPP の参加

2024 年 11 月から、豪州中銀（RBA）は、デジタル金融共同研究センター（DFCRC）とともに、様々なデジタルマネーと関連インフラが、ホールセール・トークン化資産市場の発展をどのように支援できるかを探求するプロジェクト（Project Acacia）を推進している。本年 7 月には、今後、債券、預金、貿易売掛金、カーボンクレジットなど、幅広い資産クラスを含む 24 のユースケースで実証実験を行うこと（ホールセール CBDC の発行を含む）とともに、実証実験に参加するメンバー（図表 19 参照）を公表した<sup>34</sup>。

【図表 19：参加機関一覧】

銀行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Australia and New Zealand Banking Corporation</li> <li>• Commonwealth Bank of Australia</li> <li>• Westpac Banking Corporation</li> <li>• Northern Trust</li> </ul>
決済・証券 インフラ運営機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Australian Bond Exchange</li> <li>• Imperium Markets</li> <li>• AP+</li> </ul>
暗号資産・ デジタル資産関連企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Fireblocks</li> <li>• NotCentralised</li> <li>• Zerocap</li> </ul>
テクノロジー・ ソフトウェアプロバイダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Canvas</li> <li>• Catena Digital</li> </ul>

<sup>33</sup> AP+ウェブサイト（<https://www.auspayplus.com.au/consultation-feedback-highlights-priorities-for-australias-future-account-to-account-payments>）参照。

<sup>34</sup> 豪州財務省ウェブサイト（<https://treasury.gov.au/media-release/project-acacia>）参照。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Forte Tech Solutions</li> <li>• ProspEx Group</li> </ul>
--	---

上表のとおり、豪州におけるインスタントペイメントシステムである NPP を運営する AP+も、本実証実験への参加メンバーの1つであり、NPP を用いてトークン化預金等の決済を行う方法が検討されるとのことである<sup>35</sup>。

## (6) シンガポール

### ①IPS の概要

シンガポールでは、FAST と呼ばれる IPS が 2014 年から稼働開始している。この FAST は、SCHA（シンガポールの中央銀行（MAS）と銀行によって設立されている団体）によって運営されており、概要は以下のとおりである。

【図表 20 : FAST の概要】

運営機関	SCHA
メッセージフォーマット	ISO20022
セトルメント	時点ネット
受取人口座確認	下記の Proxy データベースで実施。
支払リクエスト	なし
Proxy データベース	携帯電話番号と口座番号・口座名義を紐づけるデータベースを活用し、携帯電話番号で依頼人が送金できる仕組み（PayNow）を構築。
不正送金検知	なし
ノンバンク接続	可（中銀口座の保有は不可）
クロスボーダー	複数国と IPS の相互接続を実施 ※後記「2. IPS を活用したクロスボーダー送金の動向」参照。

なお、英国において失敗に終わった携帯電話番号による送金であるが、英国と異なり、シンガポールにおいては、口座番号を相手に共有することを嫌うため、携帯電話番号送金のための Proxy データベース（PayNow）が普及したとのことである<sup>36</sup>。

<sup>35</sup> AP+ウェブサイト (<https://www.auspayplus.com.au/australian-payments-plus-selected-to-participate-in-rbas-tokenisation-pilot>) 参照。

<sup>36</sup> シンガポール大手銀行へのヒアリングより。

## ②IPS を巡る最近の動向

### a. SPaN の設立

シンガポールでは、決済に関わる様々な改革がすでに進んでいたものの、各決済インフラの運営機関が以下表のとおり複数に分かれている状況であった。

【図表 21：決済インフラと原稿の運営機関】

決済インフラ	現行の運営機関
FAST (IPS)	SCHA (クリアリングハウス)
Inter-bank GIRO System (バルクシステム)	
Singapore Dollar Cheque Clearing System	
US Dollar Cheque Clearing System	
PayNow (Proxy データベース)	ABS (銀行協会)
eGIRO (口座振替申請システム)	
Electronic Deferred Payment (後払いシステム)	
Singapore Quick Response Code (QR コードの統一規格)	MAS (中央銀行)

これに対して、2025 年 2 月、MAS とシンガポール銀行協会 (ABS) は、各決済インフラを統合的に管理する運営機関を設立することを公表し、2025 年 6 月には、その運営機関の名称 (「Singapore Payments Network (SPaN)」) や、ボードメンバーの構成について、以下のとおりとすることを公表した<sup>37</sup>。

【図表 22：SPaN のボードメンバー】

属性	席数	当初メンバー
中央銀行	2 席 (1 席は議長)	・ MAS
大手銀行	4 席	・ DBS ・ OCBC ・ UOB
外資系 D-SIBs 銀行	1 席	・ Standard Chartered Bank
シンガポール Fintech 協会	1 席	・ Liquid Group
独立取締役	4 席	※選定中

<sup>37</sup> MAS ウェブサイト (<https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2025/mas-and-abs-announce-the-incorporation-of-new-payments-entity>) 参照。

シンガポールは、2020年からFASTやPayNowに対するノンバンクの接続・利用を認め、WiseやNIUM、Liquid Groupなどのノンバンクがすでに接続している。また、後記「2. IPSを活用したクロスボーダー送金の動向」のとおり、インドやマレーシアとのバイラテラル接続においても、ノンバンクのLiquid Groupが参加している。SPaNにおいて、シンガポールFintech協会の代表がボードメンバーとして参加する背景には、決済システムが銀行に限ったものではなくなっていることがあると考えられる。

## b. BLOOM Initiative

2025年10月、MASは、金融機関が提供する決済機能を拡張するための新たなイニシアチブであるBLOOM (Borderless, Liquid, Open, Online, Multi-currency)を開始することを公表した。BLOOMは、2021年にMASが開始したProject Orchid (プログラム可能なデジタルマネーの実現可能性・ユースケース等を探るプロジェクト)を土台にしており、参加機関等は以下図表23のとおりとなっている。

【図表 23 : BLOOM の概要】

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トークン化された銀行債務とステーブルコインによる決済を広く利用可能にすることを旨としたプロジェクト。</li> <li>・ G10 通貨およびアジア通貨の決済、国内およびクロスボーダー決済、企業の財務管理・貿易金融等におけるホールセール決済等をユースケースとし、以下を重点分野として検討。</li> <li>✓ 決済資産の分配と清算：異なるネットワークを調整し、様々な形態の決済資産のシームレスな利用、移転、償還を可能にする。</li> <li>✓ コンプライアンスチェック強化・自動化するためのプログラマブルなコントロール：コンプライアンスチェックに標準化されたメカニズムを使用することで、実装の一貫性を向上させ、コンプライアンスコストを削減。</li> <li>✓ シームレスで自動化された取引のためのエージェント決済：事前に定義された制限と条件の範囲内で取引を自動的に実行する AI エージェントの活用を検討</li> </ul>
<p>参加機関</p>	<p>&lt;銀行等&gt;  DBS Bank、OCBC Bank、UOB、J.P. Morgan、Kasikorn Bank、Standard Chartered、Schroders</p> <p>&lt;ステーブルコイン発行企業&gt;  Circle、StraitsX</p> <p>&lt;その他決済インフラ・技術プロバイダー等&gt;  Partior、Stripe、Xweave、Ant International</p>

上記以外の詳細は明らかにされていないものの、BLOOM は、トークン化された銀行債務と適切に規制されたステーブルコインによる決済を可能にすることが目的とされており、前述の豪州における Project Acacia のように、今後銀行債務の一つである預金を決済する IPS (FAST) が何らかの関りを見せていくことも考えられる。

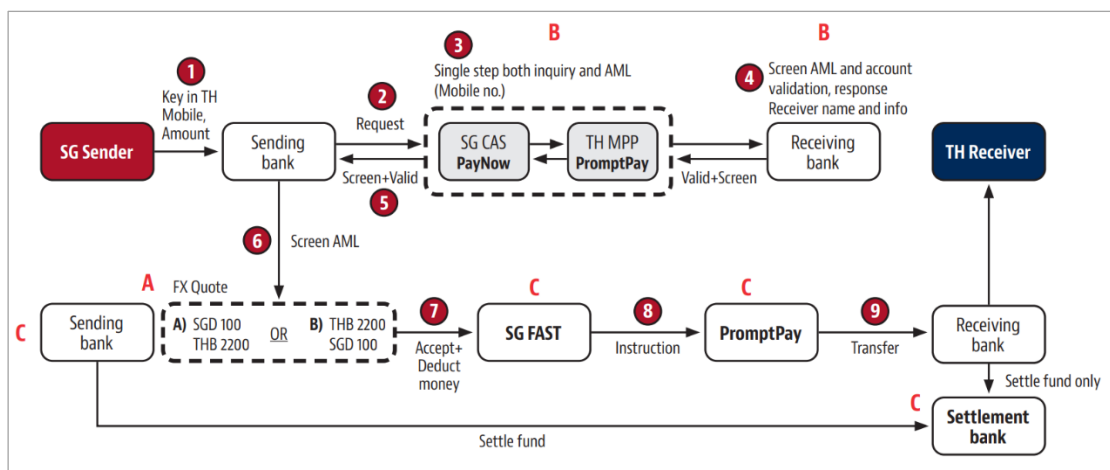
## 2. IPS を活用したクロスボーダー送金の動向

本節では、IPS が関わるクロスボーダー送金に係る取組みについて、最近の動向を中心に紹介する。

### (1) シンガポールのバイラテラル接続

シンガポールは、タイ、インド、マレーシアの IPS と自国の IPS を連携させ、二国間のシステムの参加機関同士でクロスボーダー送金の迅速化を実現している（図表 24 参照）。また、この取組みにおいては、携帯電話番号と口座番号の変換データベース（シンガポールの PayNow やタイの Prompt Pay 等）を活用し、携帯電話番号によって送金できるスキームも構築されている。

【図表 24：シンガポール（FAST）とタイ（Prompt Pay）間の送金イメージ】



(出典：PayNow-PromptPay / PromptPay-PayNow Linkage White Paper)

それぞれのバイラテラル接続において参加している銀行は、以下図表 25 のとおり大手行が中心であり、必ずしも IPS の全ての参加機関が、この取組みに参加しているわけではない。ただし、シンガポールとインドのバイラテラル接続におけるインド側の参加銀行は、2025 年 7 月に 6 行から 19 行に拡大しており、今後このバイラテラル接続に係る取組みに参加する銀行が増えていくことが考えられる。

【図表 25：シンガポールとのバイラテラル接続参加銀行】

<p>シンガポール ⇄タイ</p>	<p>シンガポール側： ・ DBS Bank ・ OCBC ・ UOB</p>	<p>タイ側： ・ Bank of Ayudhya Public Company Limited ・ Bangkok Bank Public Company Limited ・ Kasikornbank Public Company Limited ・ Krung Thai Bank Public Company Limited ・ The Siam Commercial Bank PCL</p>
<p>シンガポール ⇄インド</p>	<p>シンガポール側： ・ DBS Bank ・ Liquid Group</p>	<p>インド側： Axis Bank、DBS India、ICICI Bank、Indian Bank、Indian Overseas Bank、State Bank of India、Bank of Baroda、Bank of India、Canara Bank、Central Bank of India、Federal Bank、HDFC Bank、IDFC FIRST Bank、IndusInd Bank、Karur Vysya Bank、Kotak Mahindra Bank、Punjab National Bank、South Indian Bank、UCO Bank</p>
<p>シンガポール ⇄マレーシア</p>	<p>シンガポール側： ・ Liquid Group ・ Maybank Singapore Limited ・ OCBC ・ UOB</p>	<p>マレーシア側： ・ CIMB Bank Berhad ・ Malayan Banking Berhad ・ Touch 'n Go Digital</p>

なお、シンガポール、タイ、インド、マレーシアは、後述する Nexus の検討を進めている国であり、これらのバイラテラル接続は、今後 Nexus に統合される可能性も考えられる。

## (2) Nexus

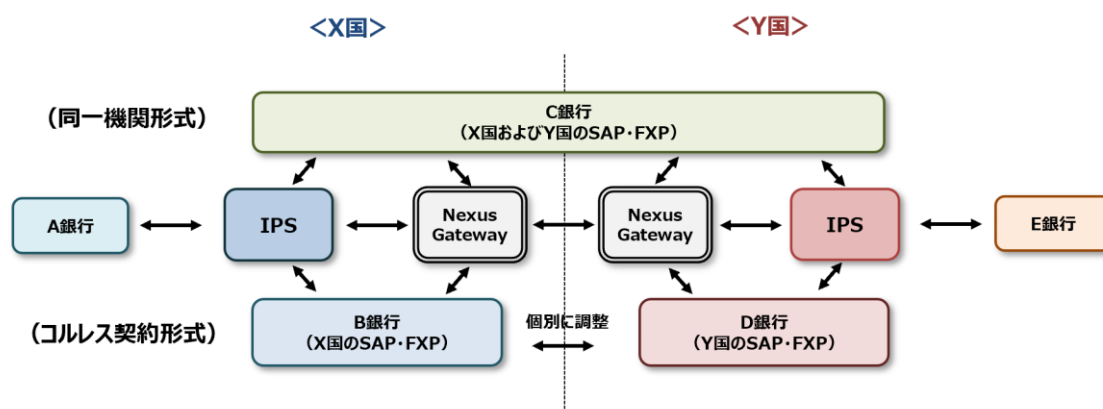
BIS Innovation Hub は、複数国の IPS を接続し、迅速なクロスボーダー送金を実現するプロジェクト（Project Nexus）を数年にわたり推進してきた。PoC 等を経て、2024 年 7 月には、インド、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの中銀が参加するかたちで、2026 年までの実用化を目指すことや、運営組織（Nexus Scheme Organisation（NSO））の設立を行うことが公表されていた。

そして、2025 年 4 月には、この運営組織として、シンガポールを拠点とする「Nexus Global Payments」が設立され、同社に Project Nexus の運用と管理は引き継がれた。また、Project Nexus にオブザーバー参加していたインドネシア中銀と ECB は、Nexus Global Payments にも引き続きオブザーバー参加することとなった。さらに、2025 年 8 月には、これまで BIS イノベーションハブの所長や、UAE・カナダの決済システム運営機関の役員を経験してきた Andrew McCormack 氏が CEO に就任している。

Nexus Global Payments は、クロスボーダー送金を実現する際の暫定的な方法・枠組みを公表しており、資金清算や、送金前の FX 手数料確認の方法等は、現在以下のとおりとされている。

### 【図表 26：資金清算方法の全体像（FXP と SAP）】

- Nexusは、仕向銀行・被仕向銀行からIPSを通じて資金の受け取り・受け渡しを行う銀行（SAP）、およびFXを担う銀行（FXP）を活用して、清算を行う仕組み。
- 同一銀行が送金元・送金先双方のIPSに接続し、各国におけるSAP・FXPとして機能する方法（下図「同一機関形式」）のほか、現在のコルレス契約のように、他国の銀行等と協力する方法（下図「コルレス契約形式」）が可能。  
※このほか、同一国内において、SAPとFXPを柔軟に分けることもできるが、仕組みが複雑となることから、この2つの方法を軸に検討が進んでいると推測される。
- 同一のIPSに複数のSAPやFXPを登録することができるほか、SAP・FXPは、ノンバンクが担うこともできる。ただし、国によっては、ノンバンクがIPSへの接続を認められていない場合がある。

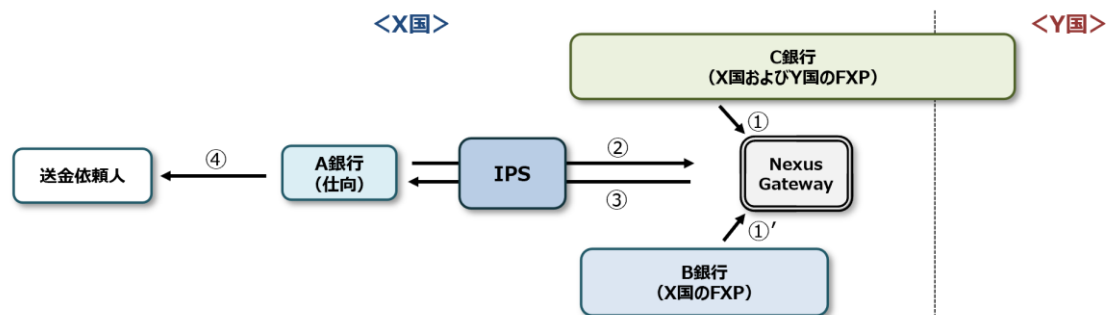


(Nexus Global Payments ウェブサイトをもとに事務局作成)

【図表 27：送金前の FX 手数料確認プロセス】

<X国⇒Y国への送金のケース>

- ① 各FXPは、事前にAPIでNexus GatewayにFX手数料を登録（送金金額や取引銀行ごとに異なる手数料を設定することも可）。
- ② 仕向銀行（A銀行）は、送金依頼人からの依頼にもとづき、Nexus GatewayにFX手数料をAPIで照会（A銀行が取引のあるFXPのみ利用可能）。
- ③ Nexus Gatewayは、①で登録された情報をAPIで応答。
- ④ A銀行は、③の情報を送金依頼人に提示しつつ、送金を継続するか確認。



(Nexus Global Payments ウェブサイトをもとに事務局作成)

【図表 28：その他の Nexus の概要】

<p>対象取引と上限金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Nexus として上限金額の設定はなく、各国の IPS が設定する上限金額に制約を受ける。</li> <li>・ 被仕向銀行は自行が設定する上限金額を超えた送金指示を受けた場合、送金を拒否することができるが、顧客に混乱を与えないため、可能な限り行わないことが推奨されている。</li> </ul>
<p>受取人口座確認と Proxy Directory</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Nexus を通じた送金は、誤送金防止等の観点から、送金開始前に受取人口座確認を可能な限り行うことが望ましいとされている。このため、Nexus 上で受取人口座確認を行う手順も定められている（専用の ISO20022 メッセージを利用）。</li> <li>・ また、携帯電話番号や国民 ID 等、口座番号以外の情報による送金を可能にするため、各国の Proxy Directory（変換データベース）を活用した受取人口座確認を行う手順も定められている。</li> </ul>
<p>メッセージフォーマットと API</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IPS と Nexus Gateway の送金電文や照会電文等については、ISO20022 が前提とされている。また、銀行から Nexus Gateway への照会（FX 手数料や各国</li> </ul>

	<p>IPS の上限金額の照会等) は、基本的に API で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Nexus Gateway が関わらないメッセージ (銀行と IPS の間のメッセージ等) について、ISO20022 電文の利用は必須ではないが、ISO20022 電文を採用していない IPS は、Nexus Gateway との電文送受信において、自らメッセージを変換する必要がある。</li> <li>• Nexus における ISO20022 電文の利用方法は、CBPR+や IPS+のガイドラインに準拠することとされている。</li> </ul>
--	---

### (3) ECB (TIPS) における検討動向

ECB は、自身の IPS である TIPS と他国の IPS を活用したクロスボーダー送金の実現について検討を進めている。前述の Nexus にはスペシャルオブザーバーとして参加し、接続要否を検討しているほか、バイラテラル接続についても積極的に検討を進めており、2024 年 9 月にはインドの IPS (UPI) とのバイラテラル接続について検討を進めることを、2025 年 9 月には、スイスの IPS (SIC IP) とのバイラテラル接続について検討を進めることを公表している。2025 年 11 月には、インドとのバイラテラル接続について、「realisation phase」に入ったことを公表しており<sup>38</sup>、近い将来にバイラテラル接続を実現させる可能性がうかがえる。

なお TIPS は、すでにスウェーデンの通貨 (スウェーデンクローナ) やデンマークの通貨 (デンマーククローネ) とユーロ間の取引を TIPS で行う機能を有しており、2028 年にはノルウェーの通貨 (ノルウェークローネ) への対応も行われる見込みである。

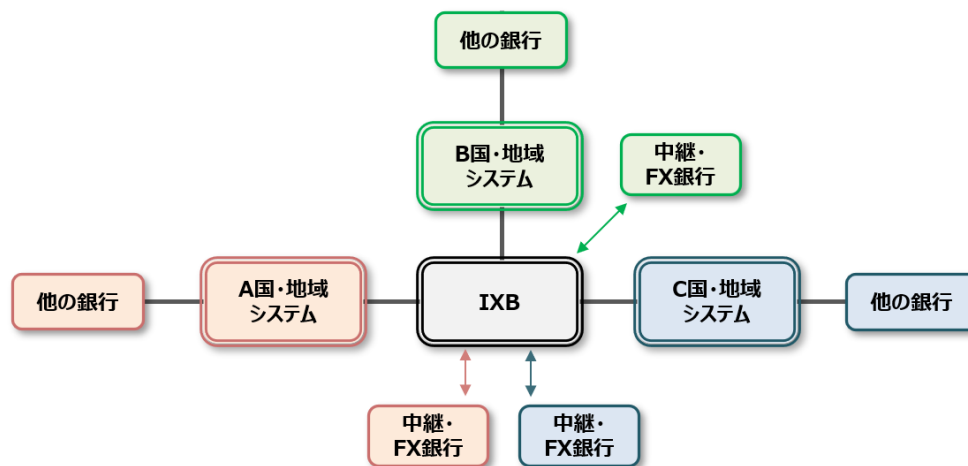
### (4) IXB と EBA Clearing の新イニシアチブ

前述の TCH (米国の決済システム運営機関) と、EBA Clearing (ユーロ圏の決済システム運営機関) は、両運営機関のシステムを含む、複数国間のシステムをつなぐ試み (Immediate Cross-Border Payments : IXB) を進め、2021 年に PoC を完了した後、パイロットサービスを開始することを予定していた (図表 29 参照)。しかしながら、TCH 側の優先事項の見直しや、EBA Clearing 保有システムの ISO20022 移行対応の遅れ等により、この取組みは現在中断している。

<sup>38</sup> ECB ウェブサイト (<https://www.ecb.europa.eu/press/intro/news/html/ecb.mipnews251120.en.htm>) 参照。

【図表 29 : IXB の送金イメージ】

IXBを通じて他国に送金する前には、IXBから各国の中継銀行に送金可否を確認。



(TCH へのヒアリングをもとに事務局作成)

一方、EBA Clearing は、主要 10 行とともにクロスボーダー送金に関する新たなイニシアチブ（概要は図表 30 参照）を開始することを 2025 年 9 月に発表しており、具体的な内容は明らかではないものの、今後はこの枠組みの中で IPS を通じたクロスボーダー送金の改善を図っていくことも考えられる。

【図表 30 : 新イニシアチブの内容】

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インスタントペイメントシステム（RT1）を活用し、ユーロ圏外の国とのクロスボーダー送金の迅速化を目指す。</li> <li>・ EPC（欧州の決済に係る標準化を進める機関）が定めた、ユーロ圏内の銀行が、ユーロ圏外の銀行と、インスタントペイメントシステムを活用した送金を行う場合のメッセージの標準やルールがベース。</li> </ul>
<p>参加銀行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Barclays</li> <li>・ BBVA</li> <li>・ BNP Paribas</li> <li>・ Citi</li> <li>・ Deutsche Bank</li> <li>・ HSBC</li> <li>・ ING</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>• Intesa Sanpaolo</li><li>• J.P. Morgan</li><li>• Societe General</li></ul>
--	---

### 3. 最近の動向に見られる特徴と日本への示唆

以上が、各国における IPS の概要および最近の動向と、クロスボーダー送金に係る取組みの動向である。いずれの国においても、決済システムの改善ならびに高度化に向けた取組みを数多く、またスピード感をもって進めている。全体を俯瞰すると、最近の IPS を巡る議論については、次のような傾向が見て取れる。

まず初めに、英国やシンガポールといった早期に IPS を導入した国において、IPS を含む決済システムの運営機関のガバナンスや、国として決済システムの将来像を検討するためのあり方の再検討・再構築が進められていることが挙げられる。本レポートにおいては、最近の動向として英国とシンガポールの動きを中心に記載しているものの、豪州においても運営機関のあり方について数年前に見直しが行われ、IPS を運営する AP+は、IPS を当初運営していた NPPA が、請求書払いに係るスキーム (BPAY) やデビットカードサービスに係るスキーム (eftpos) の運営機関と 2022 年に統合してできた機関である。なお、英国において現在 IPS を運営している Pay.UK も、もともとは英国における決済改革を促進させる機関として、複数の機関を統合し誕生した組織であり、その設立は、当局・中央銀行主導で行われたものであった (前述の図表 7 参照)。また Pay.UK には、議長を含めて、すでに過半数の独立取締役が置かれており、すでに一程度のガバナンス改革が進んでいたはずの組織とも言える。これにも関わらず、新システムである NPA の構築が相当程度難航し、白紙にされ、政府によって新たなガバナンスが指摘されたことを踏まえると、決済システムの高度化に向けた不断の取組みが必要であることを感じさせる。。

次に、IPS における不正送金検知機能の導入が、最近の目立った動きとして挙げられる。これまで、IPS による不正送金検知機能は、PoC のみ行われ、実際に導入する例はあまりないことが多かった。このため、欧州ユーロ圏の EBA Clearing による不正送金検知機能の導入や、カナダの Payments Canada における不正送金検知機能の導入および利用必須化の動きは、他国の IPS に対し、その必要性の再考を促すものとなっている。特に、Payments Canada は、不正送金検知機能を単独で導入するのではなく、受取人口座確認や、不正送金が行われている口座への対応について包括的な取組みを進めていることから、対応の枠組みについてより参考になるものと考えられる。

最後に、IPS を活用したクロスボーダー送金の改善については、シンガポールを中心に現実的な動きとなって拡大している様子が伺える。シンガポールを中心としたバイラテラル接続が実現しているほか、Project Nexus も実現に向けて具体的に進んでいる。シンガポールが関わる取組みに参加しているのが、ASEAN 諸国を中心とした国に限られているという課題はあるものの、ECB が Nexus のスペシャルオブザーバーとして参加要否について検討を進めていることや、米国の TCH や、欧州ユーロ圏の EBA Clearing が、IXB は中断したものの別の可能性について検討を進めていることを踏まえると、今後、IPS の相互接続がさらに進んでいくことも考えられる。一方、Swift は 2025 年の Sibos において、リテール顧

客（個人／中小企業）のクロスボーダー送金を迅速にするスキームの構築を目指すプロジェクトを発表しており、これにはシンガポールの大手銀行や日本のメガバンクを含む世界の大手銀行が参加している。また、日本、韓国、メキシコ、スイス、英国、米国、ユーロ圏の中央銀行が金融機関等とともに進めている **Project Agora**<sup>39</sup>も、2025年10月に、これまでの設計段階からプロトタイプ構築のフェーズへと大きく前進したとの公表を行っている。クロスボーダー送金に関する取組みについて幅広く目を向け続けることが必要である<sup>40</sup>。

日本においても、海外事例や新技術に関する調査・情報収集と、日本の事情も踏まえた適切な対応内容の検討を継続的に行える態勢を整備のうえで、決済システムの改善ならびに高度化に向けた取組みを具体的に進めていくことが必要である。

---

<sup>39</sup> トークン化、スマートコントラクト等の技術を踏まえ、クロスボーダーのホールセール決済を処理する新たな方法を検討するプロジェクト。

<sup>40</sup> なお、支払リクエストや、**Proxy** データベース等を含め、他国で導入されている機能を新たな **IPS** で採用すべきか否か、という点については、資金決済システムの将来像に関するスタディグループの報告書において詳細が記載されているため、そちらもご覧いただきたい。

## 参考資料 IPS に関する機能・仕様等の概要

### (1) ISO20022

IPS は主に国内の送金に対応するシステムであるものの、他国・他地域の決済システムとの相互運用性を高める観点から、国際標準である ISO20022 をメッセージフォーマットとして採用することが国際的に期待されている。このため、2015 年頃以降に構築された各国の IPS (米国・欧州ユーロ圏等) は、ISO20022 がベースとなっているものが多い。ただし、2008 年に IPS を導入した英国等、一部の国では全銀システム同様に ISO20022 以外のフォーマットを採用している国もある。

ISO20022 は 1 つのメッセージフォーマットを指すものではなく、以下のように、複数種類のメッセージフォーマットを集合的に指す言葉である。ISO20022 を採用している IPS の運営機関は、いずれのメッセージフォーマットを IPS で利用するか国内のニーズ等に応じて判断しているものの、顧客の依頼にもとづく振込電文である pacs.008 や、銀行間の資金移動のための電文である pacs.009 は、各国の IPS が共通して導入している。

【図表 31 : ISO20022 電文の例】

pacs.008	・ 顧客からの依頼にもとづく振込電文
pacs.009	・ 銀行間の資金移動を行う電文
pacs.002	・ 被仕向銀行が送金可否を仕向銀行に対して通知する電文
pacs.004	・ 返金のための電文
pacs.028	・ 送金の取消依頼を行う電文
pain.013	・ 支払リクエストの送信電文
pain.014	・ 支払リクエストの承認可否を応答する電文
acmt.023	・ 受取人口座確認等で口座に関する情報を照会するための電文
acmt.024	・ acmt.023 に対する応答電文

※本表に記載の電文以外にも、複数の ISO20022 電文がある。

なお、上表の各メッセージフォーマットにおいて、フォーマット内のどの欄を実際に利用するのか、また、利用する欄にどのような文字でどのように記載するかも、各国の IPS 運営機関がそれぞれ定めている<sup>41</sup>。

<sup>41</sup> 国際的な相互運用性を高めるため、官民のステークホルダーによってフォーマットの記載方法の標準も検討されており、この標準は IP+と呼ばれる。IP+は、pacs.008、pacs.002、pacs.004、pacs.028 が対象。

## (2) 支払リクエスト

支払リクエストは、送金の受取人が、支払人に対して、送金依頼を行えるようにするスキームである。ただし、各 IPS 運営機関において統一的な方法で導入されているものではなく、以下図表 32 のように様々な取組みが見られている。

【図表 32：IPS 運営機関による支払リクエストに係る取組みの例】

専用メッセージ具備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ IPS 本体で支払リクエスト専用のメッセージを送受信。米国や豪州で見られる。</li><li>・ 前述の ISO20022 の専用電文（pain.013、pain.014）を活用している場合が多い。</li></ul>
アプリケーション開発	<ul style="list-style-type: none"><li>・ IPS とは異なる場所で、支払リクエストの送受信をサポートするアプリケーションを開発。欧州ユーロ圏で見られる。</li></ul>
ルール・標準策定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ システム的な対応はせず、支払リクエストを行う場合のルールやメッセージ標準を策定。</li><li>・ 英国において見られる。</li></ul>

一方、企業や個人がメールや手紙等で送金依頼を行うといったことも、広義の支払リクエストに含まれることから、支払リクエストを顧客に提供するに当たって、必ずしも IPS 運営機関が上記のような取組みを行うことは必須ではない。また、支払リクエストが詐欺などに利用される懸念の声も聞かれている。このため、IPS 運営機関が導入したスキームについて、広範な利用に至っていないのが実態である<sup>42</sup>。

## (3) 受取人口座確認と Proxy データベース

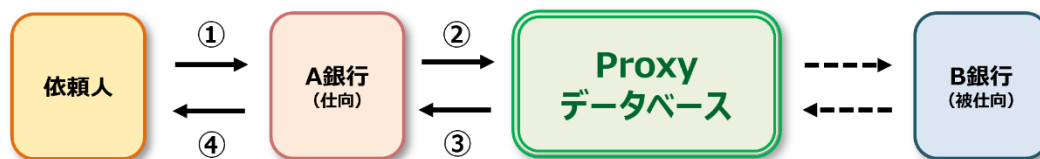
受取人口座確認は、依頼人が送金前に、送金先が意図している受取人であるかを確認できるようにする機能であり、諸外国では「Confirmation of Payee」や「Verification of Payee」と呼ばれることが多い。日本では、全銀システムを通じた取引について、NTT データ社が提供する統合 ATM スイッチングサービスにより、受取人の口座番号の入力のみで受取人名が把握できる受取人口座確認が広く実施されているが、各国で実施されている受取人口座確認には複数の種類があり、主なものを整理すると以下となる。

<sup>42</sup> 詳細は全銀ネット調査レポート 2024 ([https://www.zengin-net.jp/zengin\\_net/pdf/report\\_2024.pdf](https://www.zengin-net.jp/zengin_net/pdf/report_2024.pdf)) 参照。

【図表 33：受取人口座確認の分類】

<p>一致・不一致応答型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼人が、仕向銀行のインターネットバンキングやスマホアプリ上で、受取人の氏名と口座番号を入力すると、当該氏名と口座番号が一致しているか否かを応答するもの。英国・欧州ユーロ圏・豪州等が導入。</li> <li>・ 個人情報保護の観点から、下記の「受取人名表示型」の導入が難しい場合に採用されることが多い。</li> </ul>
<p>受取人名表示型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼人が、仕向銀行のインターネットバンキングやスマホアプリ上で、受取人の口座番号を入力すると、受取人の氏名を応答するもの。日本のほか、韓国が導入。</li> </ul>
<p>Proxy データベース利用型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼人が、仕向銀行のインターネットバンキングやスマホアプリ上で、受取人の Proxy（携帯電話番号やメールアドレス等）を入力すると、受取人の氏名を応答するもの。シンガポールやタイ等が導入。</li> <li>・ Proxy データベース（預金口座の情報（口座番号および口座名義）と Proxy（携帯電話番号やメールアドレス等）の情報を紐づけたデータベース）を活用した方法であり、上記の受取人名表示型の応用例とも位置付けられる（主な流れは下記図表 34 参照）。</li> </ul>

【図表 34：Proxy データベースを利用した受取人口座確認の流れ】



- ① 依頼人は受取人のProxy（携帯電話番号等）をA銀行のインターネットバンキングやスマホアプリ等で入力。
- ② A銀行は、Proxyデータベースに①の情報を照会。
- ③ Proxy データベースは、Proxyに対応する口座番号や口座名義を応答。  
※点線部分の通り、Proxyデータベースが一部の情報を保有していない場合、B銀行（受取人の口座がある銀行）にその情報を応答するよう依頼するタイプのものもある。
- ④ A銀行は、受取人名を依頼人に表示し、送金継続要否を確認。

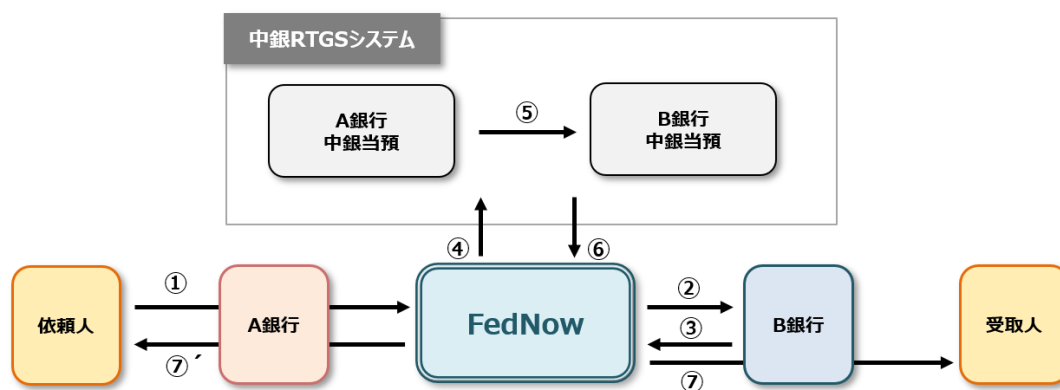
なお、これら3つの種類のうち、Proxy データベース利用型の受取人口座確認は、携帯電

話番号等の Proxy を受取人口座確認のために利用してよいか顧客に同意を得ることや、顧客自身に携帯電話番号等をデータベースに登録してもらう必要が生じることから、最も実現が難しいタイプの取組みである。実際に英国では、2014年に携帯電話番号の Proxy データベース (Paym) の運用が開始されたものの、顧客の利用が進まず 2023年に中止されている。

#### (4) RTGS とプレファンド（疑似 RTGS）方式

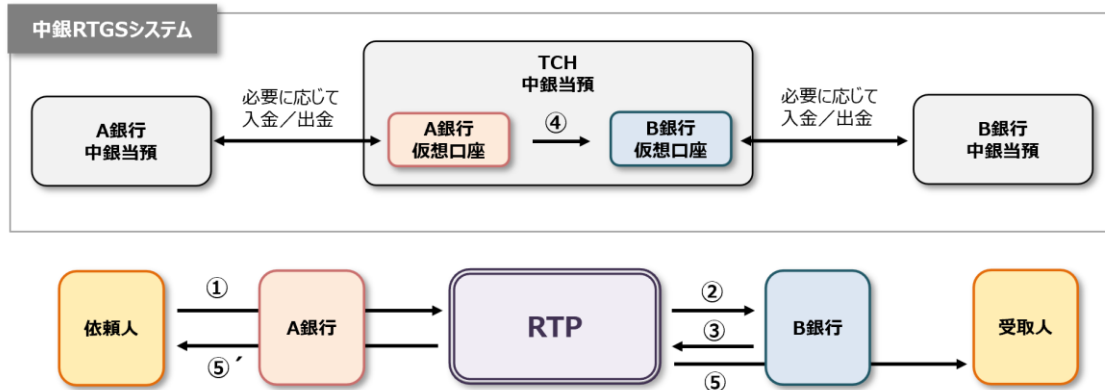
全銀ネットは、1億円未満の決済においては時点ネット決済を採用している一方で、米国や欧州ユーロ圏、豪州等では、取引1件ごとに中央銀行にある仕向銀行と被仕向銀行の当座預金の残高を移動させる RTGS (Real-Time Gross Settlement : 即時グロス決済) が IPS において採用されている。また、中央銀行にある各参加機関の当座預金そのものを取引1件ごとに移動させないもの、IPS 運営機関の当座預金口座内に、各参加機関の仮想口座をつくり、その仮想的な口座において取引1件ごとに資金移動を行うプレファンド（疑似 RTGS）方式を採用している IPS もある（各決済方式におけるそれぞれの取引の流れは図表 35・36 参照）。

【図表 35 : RTGS スキーム（米国 FedNow (Fed) の例)】



- ① 依頼人の依頼にもとづき、A銀行はFedNowに電文発信。
- ② FedNowはB銀行に着金可否の確認依頼を送信。
- ③ B銀行は着金可否をFedNowに応答。※着金できない場合、FedNowからA銀行にその旨送信して終了。
- ④ 着金できる場合、中銀RTGSシステムに連携。
- ⑤ A銀行の中銀当預の残高を、B銀行の中銀当預に移行（A銀行の中銀当預に残高がない場合、処理できない）。
- ⑥ FedNowに連携。
- ⑦ FedNowはセトルメント完了の旨をA銀行・B銀行に通知し、B銀行は受取人の口座に着金。A銀行も依頼人に通知（⑦'）

【図表 36：疑似 RTGS スキーム（米国 RTP（TCH）の例）】



- ① 依頼人の依頼にもとづき、A銀行はRTPに電文発信。
  - ② RTPはB銀行に着金可否の確認依頼を送信。
  - ③ B銀行は着金可否をRTPに応答。※着金できない場合、RTPからA銀行にその旨送信して終了。
  - ④ 着金できる場合、TCHの中銀当預内で管理するA銀行の仮想口座の残高を、B銀行の仮想口座に付け替え（A銀行の仮想口座に残高がない場合、処理できない）。
- ※④において、RTPは、中銀RTGSシステムに接続・連携せず、RTPが仮想口座内の残高を内部で管理しているのみ。
- ⑤ RTPはセトルメント完了の旨をA銀行・B銀行に通知し、B銀行は受取人の口座に着金。A銀行も依頼人に通知（⑤'）

このプレファンド方式では、取引1件ごとに中銀システムと連携するわけではなく、IPS内部で仮想口座の残高を管理することから、中銀のRTGSシステムが24時間365日ベースで稼動していなくても、24時間365日ベースでIPSにおいて取引を処理し続けることができる。